

雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等

概要

「雇用関係助成金」は、労働局・ハローワークまたは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において支給事務を取り扱っていますが、一部の助成金については特定地方公共団体（無料の職業紹介事業を行う地方公共団体）および民間の有料・無料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者等」と言います。）でも取り扱っています。

また、民間の有料職業紹介事業者の就職支援サービスを利用することが前提となっている助成金もあります。

是非ご利用ください。

職業紹介事業者等が取り扱っている助成金

職業紹介事業者等が取り扱っている助成金は、次の「A. 雇用給付金」と「B. 再就職給付金」という類型に大別できます。

なお、それぞれの助成金には一定の支給要件がありますのでご確認ください。

A. 雇用給付金

「雇用給付金」とは、特定の労働者を雇い入れた事業主に対して支給される助成金の総称であり、現在次の11種類が該当します。民間の職業紹介事業者（地方公共団体が行う無料職業紹介を含みます）に求人を申し込み、その紹介事業者から、対象となる労働者を雇い入れた場合、その紹介事業者から紹介証明書の発行を受けることにより、助成金の支給を受けることができます。

- 1 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）（53ページ）
- 2 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）（59ページ）
- 3 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）（63ページ）
- 4 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）
（67ページ）
- 5 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）（74ページ）
- 6 特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）（78ページ）
- 7 特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）（81ページ）
- 8 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）（85ページ）
- 9 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（108ページ）
- 10 トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）（92ページ）
- 11 トライアル雇用助成金（障害者（短時間）トライアルコース）（98ページ）

B. 再就職給付金

「再就職給付金」とは、事業主が、離職する従業員の再就職支援を民間の有料職業紹介事業者に依頼して、本人の再就職を実現させた場合に支給を受けることができる助成金を言い、現在のところ「労働移動支援助成金（再就職支援コース）」の1種類が該当します。

1 労働移動支援助成金（再就職支援コース）（21ページ）

取り扱い紹介事業者等一覧表

雇用関係助成金を取り扱える職業紹介事業者等は、適正な事務処理を行うことについての同意書を都道府県労働局長に提出した事業者等に限られます。

雇用関係助成金を取り扱うことのできる職業紹介事業者等の一覧を、厚生労働省のホームページに掲載しています。

※ 「取り扱い職業紹介事業者等一覧表」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/joseijigyousya.html

日本地図の都道府県名をクリックすると、その一覧表を表示することができます。なお一覧表の「取扱給付金の種類」欄において、A・B、1～11と表示されているのは、上記の「職業紹介事業者等が取り扱っている助成金」で示した助成金の種類に対応しています。

※ 個別の紹介事業者等の詳細を確認する場合は、「人材サービス総合サイト」をご利用ください。

<http://www.jinzai-sougou.go.jp/srv120.aspx>